

証書貸付金借入申込書記入例①

証書貸付金借入申込書

一般社団法人岩手県農林漁業団体役員職員連盟

理事長 殿

下記のとおり借入したいので申し込みします。

記入日 ○年○月○日

証書番号

所属団体名	〇〇〇〇組合				
借入申込人	団体コード 14050125	会員コード 125	氏名 職連 太郎	氏及び生年月日 SO年○月○日生(満58才)	①
借入申込	① 正職員 □2. 役員 □3. 臨時職員 □4. 再雇用 □5. パート □6. その他【 1 】		※1.と2.以外の雇用形態の会員は、前年度正会員積立金残高の範囲内での貸付となります。		
借入申込	申込金額 1,500,000円	うち月払総額 1,000,000円	※①月払償還回数 60回	償還回数 10回	※②賞与払総額 500,000円
借入申込	※①月払償還回数は96回を限度とします。ただし、80回以上の回数設定は80万円以上の申込に限り、 ※②賞与払償還は毎月償還に併用して1月と7月です。また、賞与払いの総額は申込金額の50%以内とします。				
借入申込	資金使途 <input type="checkbox"/> 一般資金(生活 □車輜 □住宅 □教育 □その他【 1 】) <input type="checkbox"/> 教育資金(据置)※添付書類(借入金(教育資金)使途証明書) <input type="checkbox"/> 災害資金(利率0.5%) ※添付書類(罹災証明書)				
借入申込	勤続年数 30.2	定年(60才)までの月数 34	標準給与 220千円	借入限度額 2,700千円	②
借入申込	標準給与月額×12か月(10万円未満切上)した金額を記入します。最高限度額は500万円				
借入申込	《計算》 220千円×12か月=2,640千円(10万円未満切上)→限度額：2,700千円				
借入申込	前年度(○年5月末)正会員積立金残高 1,350,872円	④	退職金代理受領委任状の有無 有	○年○月	無提出の有無
借入申込	役職連借入残高の有無 無	証書No. S26999	残高(円) 180,000		
借入申込	⑥	団体コード 14050072	会員コード	団体コード	会員コード
借入申込	連帯保証人	氏名 岩手 花子	氏及び生年月日 SO年○月○日生(満57才)	年 月 日 生(満 才)	変更事項 ※連盟記載欄
借入申込	送金日	⑦ 本は定期日実行となります(毎月20日締切・26日実行※休日の場合翌営業日) ※お急ぎの方は下記事項に記入してください。記入がない場合は定期日実行。 事務処理の都合上、希望通りにならない場合がございます。予めご了承ください。 ☐早期実行を希望する(6月10日頃までに)		特記事項 ⑧ S26999を相殺	
借入申込	審査・処理	記入しないでください。			
借入申込	貸付日	年 月 日			

記入の方法

- 借入申込人の雇用形態を記入します。
※1.正会員 2.役員以外の会員は、前年度正会員積立金残高の範囲内での貸付となります。
- 毎年9月1日現在で連盟へ報告している標準給与を記入します。
- 借入限度額は、標準給与×12か月(10万円未満切上)した金額を記入します。最高限度額は500万円
《計算》
220千円×12か月=2,640千円(10万円未満切上)→限度額：2,700千円
- 5月末正会員積立金残高を記入します。団体へ毎年7月に送付している【正会員積立金残高通知書】で確認できます。
- 借入限度額を借入する場合、または償還完了前に定年(任期)期日が到来する場合は【委任状】を添付します。
- (新規借入額 + 既借入残高)が当該会員の5月末正会員積立金残高の範囲内か範囲を超えるかが基準となります。
・範囲内のときは、連帯保証人は不要
・範囲を超えるときは、次のとおり連帯保証人が必要(連盟会員とする)
新規借入額 200万円未満・・・1名
〃 200万円以上・・・2名
※保証限度額
当初貸付保証額 600万円以下
※同一世帯の連帯保証人は不可
- 毎月20日締切・26日実行ですが、早期実行希望の方は、☑を記入し、実行希望日を記入します。
- 書替(相殺)借入をする場合は、相殺する貸付番号を記入します。

委任状の添付

借入限度額を借入する場合、または償還完了前に定年(任期)期日が到来する場合は、委任状を提出してください。

【様式 No. 08-024】

借入申込人が岩手県共済会加入者の場合

【様式 No. 08-025】

借入申込人が常勤役員退任積立共済制度加入者の場合

【様式 No. 08-026】

借入申込人全員

※こちらは内容確認後、団体へ戻しますので、団体で保管してください。

(当連盟は写しで保管)

教育資金据置貸付の場合は、教育資金使途証明書(様式 No. 08-016)に合格通知書(写)を添付。P66を参照。

災害貸付の場合は、罹災証明書。

※必要に応じてその他書類を求めることがあります。

証書貸付金借入申込書記入例②

確 約 書

一般社団法人岩手県農林漁業団体役員連盟
理 事 長 殿

当団体の表記の者が今回貴連盟に対し借入申込をしましたが、借入後の償還については貴連盟の貸付規程及び下記事項について、当団体が順守履行することを確約いたします。

記

1. 当団体が毎月債務者に支給する給与及び賞与から割賦償還金及び利息を徴収し納付すること。
2. 債務者が当団体を退職、又は貴連盟を脱退するに至ったときは、当団体が支給すべき給与、退職金、その他の支給金から未払元利金を一括差引き納付すること。
3. 債務者及び連帯保証人が償還未済のときは、完済の任を負うこと。

以 上

9

○ 年 ○ 月 ○ 日

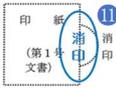
10

住 所	盛岡市菜園一丁目4番10号
団 体 名	〇〇〇〇組合
代 表 者	代表理事組合長 〇〇〇〇 

記入の方法

9 決裁日を記入します。

10 必要事項を記入し、必ず代表者印を押してください。



金銭消費貸借契約証書

一般社団法人岩手県農林漁業団体役員連盟
理 事 長 殿

証書番号

(1)借入金額	12 1,500,000 円也 ※金額訂正できません。	月払償還回数 60 回払	月払総額 1,000,000円
(2)借入金の使途	13 生活資金	費与払償還回数 10 回払	費与払総額 500,000円
(3)利息	年 2.0%とし、その計算方法は貴連盟の所定の方法によることに同意する。		
(4)最終弁済期限	年 月 21 日		
(5)元金の弁済および利息の支払方法	月 払 分	元 金 利 息 償 還 期 間	毎月均等割賦償還とする。 貴連盟からの償還計画書に基づく額とする。 第1回を貸付を受けた翌月の21日とし、最終弁済期日までとする。
	費 与 分	元 金 利 息 償 還 期 間	毎月均等割賦償還とする。 貴連盟からの償還計画書に基づく額とする。 貴連盟1月および7月の21日とし、第1回を貸付を受けた翌月から起算し、最初に到来する1月または7月の21日とする。
(6)元利金の支払場所	一般社団法人 岩手県農林漁業団体役員連盟		

第1条 (借入要領)

債務者は、この約定及び裏面記載の特約条項を承認のうえ、上記により金銭を借用し、これを受領しました。

第2条 (保 証)

- ① 連帯保証人は、債務者がこの約定によって負担する一切の債務について債務者と連帯して保証債務を負い、その履行については、この約定及び裏面記載の特約条項に従います。
- ② 連帯保証人は、債務者の貴連盟に対する正会員権立金、その他の債権をもって担保はしません。
- ③ 連帯保証人は、貴連盟が担保若しくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- ④ 連帯保証人は、第1項の保証債務を履行した場合、代位によって貴連盟から取得した権利は、債務者と貴連盟との取引継続中は、貴連盟の同意がなければこれを行使しません。もし貴連盟の請求があれば、その権利又は順位を貴連盟に無償で譲渡します。

第3条 (担 保)

貴連盟に現在差し入れられている、若しくは将来差し入れる退職金代理受領委任状は、すべて、貴連盟に将来負担する一切の債務に共通に担保するものとします。

第4条 (公正証書の作成義務)

債務者及び連帯保証人は、貴連盟の請求があるときは、直ちにこの約定による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するため、必要な手続きをします。これに要した費用は、債務者又は連帯保証人が負担します。

14 年 月 日

債務者 団体名 〇〇〇〇組合
住 所 盛岡市〇丁目〇番〇号
氏 名 職連 太郎 
連帯保証人 住 所 岩手町〇丁目〇番〇号
氏 名 岩手 花子 
連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 

捺 印 

捺 印 

捺 印 

※債務者及び連帯保証人は必ず自署・捺印すること。
(スタンプ印不可)

11 借入金額に応じて収入印紙を添付します。消印を押してください。

※収入印紙については、P59 を参照。

12 金額の訂正はできません (訂正印不可)

13 利率 2.0%と記入します。

※災害資金の場合は 0.5%

14 日付は記入しないでください。貸付実行後に当連盟で記入します。